

3 調査しない旨の通知をした事案

事案（1）放課後児童クラブの受託先に雇用されている職員の同放課後児童クラブの運営に関する苦情について

対象機関	教育委員会学校教育課
苦情の趣旨	<p>【趣旨】</p> <p>市内 A 小学校放課後児童クラブ（令和 7 年 4 月 1 日から民間事業者管理運営を業務委託）について、学校教育課の職員が、保護者側ばかりに立たず、放課後児童クラブ職員の意見も聞いてほしい。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 令和 7 年 8 月 25 日に放課後児童クラブの児童に対する学校教育課によるアンケート調査が実施されたが、委託先にも知らせず調査するのはおかしいのではないか。・ 9 月 30 日に学校教育課職員とチーフマネージャーが来て呼ばれ、3 年男子児童に対し、いつ、どこでも言われず、何を言ったかと責めるような言い方をされた。2 年生の妹がしっかりしているので、つい比較した言葉を言ってしまったとありのままを言うと、当該児童が私の言葉で放課後児童クラブに来られなくなったと説明を受け、親に謝るように言われ、同日夕方謝ることとなった。・ 当該児童が放課後児童クラブを利用しなくなったので、申し訳なく思い、10 月 2 日に菓子箱 2 つを持って再度、親に謝りに行くと、私の言った覚えのない言葉を聞きビックリした。・ 10 月 6 日の職員ミーティングでみんなに話をすると、前々から問題のある児童と分かった。学校教育課職員は、なぜ問題のある児童であるのに、職員全員の声聞かないで私だけを責めるのか。 <p>（苦情の趣旨及び理由は整理しました。）</p>
調査しない理由	<p>今年度から教育委員会は、同放課後児童クラブの管理運営を民間事業者へ業務委託しており、申立人は同社に雇用される職員であります。本業務に係る問題は、受委託の当事者としての学校教育課と同社との間において解決すべきと考えます。</p> <p>したがって、本件苦情申立てにつきましては、上越市オンブズパーソン条例第 12 条第 1 項第 5 号の規定により調査することが適当でないと認め、オンブズパーソンとして調査しないこととしました。</p> <p>なお、教育委員会としても、放課後児童クラブに係る業務委託の在り方が整理されていないように思われますので、改めて委託業務における事業への関わり方を整理するよう求めます。</p>